



加 監 発 第 6 2 号
平成 2 8 年 3 月 1 1 日

加 須 市 長 大 橋 良 一 様
加 須 市 議 会 議 長 福 島 正 夫 様
加 須 市 教 育 委 員 会 教 育 長 渡 邊 義 昭 様

加 須 市 監 査 委 員 秋 本 政 信

加 須 市 監 査 委 員 平 井 喜 一 朗

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ く 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 執 行 し た の で、
同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 次 の と お り 報 告 し ま す。

財政援助団体等監査結果

I 監査の対象

市から補助金が1,000千円以上交付されている団体のうち、監査委員の指定した団体

対象事業	対象団体	所管部課
シルバー人材センター支援事業	加須市シルバー人材センター	経済部 産業雇用課
商工業団体振興事業	加須市商工会	経済部 商業観光課
社会福祉協議会助成事業 地域福祉基金活用事業	加須市社会福祉協議会	福祉部 社会福祉課
スポーツ普及推進事業	加須市体育協会	生涯学習部 スポーツ振興課

II 監査の期間

平成27年10月5日～平成28年2月29日

III 監査の範囲

平成26年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

IV 監査の方法

補助金交付団体等に対する財政援助団体等監査は、市が財政的援助を行っている事業が、補助金の目的に沿って適正かつ有効的、効率的に執行されているか、当該団体に対する指導監督は適切に行われているかを主眼として監査した。

監査実施に当たっては、必要な資料及び関係書類の提出を求め、担当職員及び財政援助団体より逐次説明を聴取し実施した。

V 監査の結果

補助金の交付事務が、加須市補助金等の交付手続等に関する規則等に基づき適正に執行されているか否か、補助事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているかを共通着眼点として、補助事業の実施状況等について執行調書、帳票及び簿冊を基に照合を行った。

その結果、一部において事務処理等改善を要するものが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、補助金の交付申請から交付決定、実績報告、額の確定・精算までの一連の事務処理に当たっては、証拠書類等による調査や団体の運営状況の報告を求めるなど補助内容の精査に努められたい。

また、団体補助金については、社会経済状況の変化を踏まえ、団体の果たす役割や活動内容、必要性の検証、費用対効果、収支などのバランス、終期、補助率の上限など補助金のあり方について検討されたい。

詳細については、個々に述べるものとする。

加須市シルバー人材センター

所管課：経済部 産業雇用課

1 事業の目的

公益社団法人加須市シルバー人材センター（以下「センター」という）は、社会参加に意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業及び社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

2 事業の内容

センターは、次の事業を行うこととしている。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就労を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (4) 事業の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

3 補助金及び決算の状況

加須市は、高年齢者の多様な就業の機会の確保等を図るため、公益社団法人加須市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき、センターの運営及びセンターが実施する事業に要する経費に対し、29,380千円を交付している。

(単位:円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額
シルバー人材センター支援事業	69,063,009	29,380,000

(単位:円)

財政援助団体名	支出予算額	決算額	補助金額	補助割合
加須市シルバー人材センター	77,740,000	69,063,009	29,380,000	42.54%

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

4 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金事務の適正執行に努められたい。
- (2) 加須市補助金等の交付手続等に関する規則に基づく、立入検査については、継続的に実施するとともに、引き続き、適切な指導、助言、事業協力等を行い、センターの円滑な運営について側面から支援を図られたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は概ね適正に行われていると認められた。
- (2) 引き続き適切な会計処理に努めるとともに、補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に事業を実施し、会員の入会促進や高齢者の希望に応じた就業の機会を援助できるよう、新規事業の開拓に積極的に挑戦するなど、一層のシルバー事業の推進を図り、安定的・継続的な事業運営に努められたい。

加須市商工会

所管課：経済部 商業観光課

1 事業の目的

加須市商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に質し、もって、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

2 事業の内容

商工会は、次の事業を行うこととしている。

- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- (7) 埼玉県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 輸出室の原産地証明を行うこと。
- (10) 前払式支払手段の発行業務を行うこと。
- (11) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (12) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (13) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (14) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- (15) 行政庁から受けた事業を行うこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

3 補助金及び決算の状況

加須市は、商工業の総合的な改善発達を図るため、加須市商工会補助金交付要綱に基づき、商工会が実施する事業に要する経費に対し、32,344千円を交付している。
(単位:円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額
商工業団体振興事業	179,432,234	32,344,000

(単位:円)

財政援助団体名	支出予算額	決算額	補助金額	補助割合
加須市商工会	200,600,000	179,432,234	32,344,000	18.03%

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

4 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金事務の適正執行に努められたい。
- (2) 商工業の総合的な活性化を図るため、市内の商工業団体が実施する賑わいのある中心市街地づくりをはじめとする各種の事業等を側面から支援し、市内中小企業の振興と経営の安定化を図られたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は概ね適正に行われていると認められた。
- (2) 引き続き適切な会計処理に努めるとともに、補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に執行され、商店街、地域と一体となった創意工夫ある賑わい事業の展開を図り、安定的・継続的な事業運営に努められたい。併せて、商工会への加入促進を図られたい。

加須市社会福祉協議会

所管課：福祉部 社会福祉課

1 事業の目的

加須市社会福祉協議会は、加須市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

2 事業の内容

社会福祉協議会は、次の事業を行うこととしている。

- (1) 高齢者福祉対策諸事業
- (2) 低所得者福祉対策諸事業
- (3) 社会福祉対策諸事業
- (4) 社会奉仕活動振興のための諸事業
- (5) 介護保険事業
- (6) 障害者自立支援事業
- (7) 各種受託事業
- (8) 地域福祉基金事業 等

3 補助金及び決算の状況

加須市は、地域社会福祉の増進のため、加須市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、社会福祉協議会の運営（人件費及び事務所維持費）及び同協議会が実施する地域社会福祉増進のための事業に要する経費に対し、102,019千円を交付している。

なお、補助金交付の考え方としては、職員人件費（介護保険事業及び障害福祉サービス事業並びに100の湯維持管理従事者を除く。）及び事務所維持費（騎西及び大利根支所分を除く。）経費相当額としている。

また、地域福祉基金の運用利益を活用し、加須市地域福祉基金補助金交付要綱に基づき、在宅福祉の推進等、地域における保健福祉活動の振興のための事業に要する経費に対し、1,485千円を交付している。

(単位:円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額
社会福祉協議会助成事業	113,730,030	102,019,000
地域福祉基金活用事業	2,225,808	1,485,000

(単位:円)

財政援助団体名		支出予算額	決算額	補助金額	補助割合
加須市 社会福 祉協 議 会	社会福祉協 議会助成事業	117,759,000	113,730,030	102,019,000	89.70%
	地域福祉基 金活用事業	2,993,800	2,225,808	1,485,000	66.72%

※この表の数値は、補助対象事業のみの額である。

4 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

- (1) 引き続き補助金事務の適正執行に努められたい。
- (2) 補助金の交付目的に沿った効果的な事業が展開されるよう、社会福祉協議会と連携を密にし、また、適切な指導に努められたい。

■ 団体関係

- (1) 補助金の請求、受領、予算の執行、会計の処理は概ね適正に行われていると認められた。
- (2) 社会福祉協議会は、多様化する社会福祉の中心的な担い手として、役割や機能を発揮していくことが求められている。また、社会福祉法人として、福祉サービス事業を安定的・継続的に実施していくためには、収支のバランスを考慮しながら、自主財源の確保や事業運営のあり方についても、早急に検討されたい。
また、各種事業については、社会福祉法人としてこれまで培ってきたノウハウを活かし、引き続き、地域に密着した事業展開を図られたい。

加須市体育協会

所管課：生涯学習部 スポーツ振興課

1 事業の目的

加須市体育協会は、加須市における体育・スポーツを振興し、生涯スポーツを普及、推進することにより、市民の健康・体力の増進とスポーツ精神の高揚を図り、もって市民生活の向上及びスポーツ文化の確立に寄与することを目的としている。

2 事業の内容

体育協会は、次の事業を行うこととしている。

- (1) 市民の健康増進と体力向上の推進
- (2) 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上
- (3) 体育・スポーツ団体の育成
- (4) 各種体育大会、講習会、スポーツ教室その他の体育・スポーツ事業の実施及び協力
- (5) 競技力の向上及び選手の派遣
- (6) 体育・スポーツ団体との連絡調整
- (7) 体育・スポーツに関する研究調査・啓発宣伝
- (8) 体育・スポーツ功労者、優秀選手及び団体の表彰
- (9) その他目的達成に必要な事項

3 補助金及び決算の状況

加須市は、スポーツの振興及び競技力の向上を図るため、加須市における体育協会補助金交付要綱に基づき、協会の運営及び協会が実施する事業に要する経費に対し、10,288千円を交付している。

(単位:円)

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額
スポーツ普及推進事業	9,974,172	10,288,000

(単位:円)

財政援助団体名	支出予算額	決算額	補助金額	補助割合
加須市体育協会	12,165,000	9,974,172	10,288,000	103.15%

4 監査の結果及び意見

■ 所管部課関係

(1) 補助対象事業の決算額を上回った補助金が交付されているため、補助金の確定及び精算の手続きを適正に行い、単年度での決算を明確にされたい。

また、実績報告書の内容を十分精査するよう、チェック体制を強化されたい。

(2) 団体の会計について、市職員ではなく、団体の会計役員への移行を検討されたい。

■ 団体関係

(1) 今後、適切な会計処理に努めるとともに、補助金の交付目的に沿って適正かつ効果的に執行され、地域の体育・スポーツの振興を普及し、市民の健康・体力増進を図る取組に尽力されたい。

(2) 体育協会の自立に向け、所管部課や関係団体と十分に調整を図りながら、法人化を視野に入れた検討をされたい。